

まんのう町告示第 137 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人の状況相貌遺留物件その他本人の認識に必要な事項を告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

まんのう町長 栗 田 隆 義

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 本 籍 地 | 不詳 |
| 2 | 住所氏名 | 不詳 |
| 3 | 性別年齢 | 不詳 |
| 4 | 遺 留 品 | 骨壺 1 個 |
| 5 | 死亡日時 | 不詳 |
| 6 | 状 況 | 令和 8 年 8 月 10 日午前 9 時頃、香川県仲多度郡まんのう町七箇 683 番地墓地内の地表にて、灰色の骨壺の中に火葬された人骨が発見された。 |

上記の者は身元不明のため、遺骨を保管しているので、心当たりの方は当町福祉保険課まで申し出てください。